

# 多摩イノベーションエコシステム実行委員会幹事会設置規程

制定 2021年 3月30日

改正 2022年 4月 1日

改正 2023年 4月 1日

改正 2024年 4月 1日

改正 2024年 7月26日

## (設置目的)

第1条 多摩イノベーションエコシステム実行委員会設置要綱第11の規定に基づき、多摩イノベーションエコシステム実行委員会（以下「委員会」という。）の効率的な運営のため、各委員の所属団体の実務担当者による幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 幹事会は委員会が所掌する事項についての調整等を所掌する。

2 幹事会は、前項のほか、委員会の委任を受け、委員会及びその運営に関する重要事項を審議することができる。幹事会での審議結果は、幹事会開催後、速やかに委員長に報告しなければならない。

## (組織)

第3条 幹事会は、座長1名及び幹事6名程度をもって構成する。

2 座長は委員会の委員のうち、東京都産業労働局商工部長の職にあるものをもって充てる。

3 幹事は、別表に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、座長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることができるものとする。

4 座長は必要に応じて、幹事会にオブザーバーを呼ぶことができる。

5 オブザーバーは、幹事会に出席し、審議内容に関して意見を述べることができる。

## (座長)

第4条 座長は、幹事会を代表する。

2 座長が不在の際は、次の職にある幹事はその職務を代行する。

東京都産業労働局商工部中小企業振興対策担当課長

**(運営)**

**第5条** 幹事会の運営については、次のとおりとする。

- (1) 幹事会の招集は、座長が行う。
- (2) 他の幹事の承認がある場合は、代理出席を認めるものとする。

**(幹事会の事務)**

**第6条** 幹事会の事務は、委員会事務局で処理する。

**(解散)**

**第7条** 幹事会は委員会の解散と同時に解散する。

**(その他)**

**第8条** 本規程に定めのない事項については、座長が定める。

**附則**

この規程は、2021年3月30日から施行する。

**附則**

この規程は、2022年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、2023年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、2024年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、2024年7月26日から施行する。

多摩イノベーションエコシステム実行委員会幹事会	
座長	東京都 産業労働局 商工部長
幹事	東京都商工会議所連合会 幹事商工会議所 中小企業相談所長 (または同等の役職にある者)
	東京都商工会連合会 地域振興課長 (または同等の役職にある者)
	一般社団法人首都圏産業活性化協会 事務局次長 (または同等の役職にある者)
	公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部多摩支社長 (または同等の役職にある者)
	地方独立行政法人東京都立産業技術センター 多摩テクノプラザ総合支援課長
	東京都産業労働局商工部中小企業振興対策担当課長